第四条第十四号中「六千三百」を「九千八百十」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七　一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン　千三百七十

十八　一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン　千三百四十

第四条第十三号中「二千九百」を「三千二百二十」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「百四十」を「百二十四」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　フルオロエタン　十二

第四条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　一・二―ジフルオロエタン　五十三

第五条第七号中「二十一」を「二十五」に改め、同条第八号中「三百十」を「二百九十八」に改め、同条第九号中「第十六号」を「第二十二号」に改め、同条第十号中「第十七号から第二十三号」を「第二十三号から第三十一号」に改め、同条第十一号中「二万三千九百」を「二万二千八百」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　三ふっ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

第五条の二第三号中「二十一」を「二十五」に改め、同条第四号中「三百十」を「二百九十八」に改め、同条第五号中「第十六号」を「第二十二号」に改め、同条第六号中「第十七号から第二十三号」を「第二十三号から第三十一号」に改め、同条第七号中「二万三千九百」を「二万二千八百」に改め、同条に次の一号を加える。

八　前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

第六条第一項に次の一号を加える。

八　三ふっ化窒素　別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

別表第十二の次に次の一表を加える。

別表第十三（第五条―第六条関係）

一　三ふっ化窒素の製造	算定排出量算定期間において製造された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二　半導体素子等の製造	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふっ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二の規定により平成二十七年度において報告すべき同条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量に関する報告については、なお従前の例による。

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十六号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改める。

第二十三条の表の下欄中「三万五千四百円」を「三万六千二百円」に、「三万三千四百円」を「三万四千二百円」に、「二万四千六百円」を「二万五千百円」に、「二万二千六百円」を「二万三千百円」に改める。

第二十四条中「六十五万六千円」を「六十四万五千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十八円三銭」を「五十五円三十銭」に改める。

別表第五の下欄中「千七百二十一円二十五銭」を「千八百七円五十四銭」に、「千百六十四円三十八銭」を「千二百二十二円七十五銭」に、「千六十三円十三銭」を「千百十六円四十二銭」に、「千六十三円二十六銭」を「七百五十九円三十八銭」を「七百九十七円四十五銭」に、「百十二円五十銭」を「百十八円十四銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十六年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三